

2023年4月24日

ゆうゆう共済ご契約者様

全トヨタ労連ゆうゆうセンター

「ゆうゆう共済」新型コロナウイルス感染症の共済金お支払いの見直しについて

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患されたご契約者およびご家族の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

2023年5月8日（5類感染症への変更日）以降に新型コロナウイルス感染症（陽性）と診断された場合の特別取り扱いが終了となりますので、以下のとおりお知らせいたします。

Q1：見直しの対象となる保障は？

A1：入院・手術保障、緩和医療保障、終身医療保障、旧・医療共済、生命・後遺障害保障、終身生命保障です。

Q2：見直される内容は？

A2：下表のように「みなし入院」の取り扱いを全対象者終了となります。

2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断された方が、「みなし入院」・「医療機関へ入院」した場合の入院保障の取り扱い（○支払い対象・×支払い対象外）

| 事由 | 診断日（陽性判明日） | | |
|--------------------------------|--|-------------|---|
| | 2023年5月7日まで | 2023年5月8日以降 | |
| 医療機関の事情で宿泊施設や自宅で療養された場合（みなし入院） | 65歳以上の方 | ○ | × |
| | 入院を要する方 | ○ | × |
| | 重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ患により酸素投与が必要な方 | ○ | × |
| | 妊娠中の方 | ○ | × |
| 医療機関へ入院された場合 | ○ | ○ | |

Q3：「休業保障」は、引き続き共済金を受け取ることができますか？

A3：新型コロナウイルス感染症で医師の治療を受け就業不能となった場合は対象です。

Q4：5月8日以降の休業保障の「自宅療養・宿泊療養」の必要書類は何ですか？

A4：新型コロナウイルス感染症に罹患され、休業保障の対象となる場合は、以下の書類のご提出が必要です。

| (休業保障) | ご提出いただく書類 |
|----------------------------|--|
| 入院された場合 | 診断書、退院証明書等（入院したことが分かる証明書） |
| 入院していないものの 医師による治療を受けた方 | 入院・通院・手術等治療証明書（診断書） 【代替書類例】 医療機関発行の診療明細書、処方箋、領収証等 （初診日、終診日を確認できることが必要です。） |

Q5：新型コロナウイルス感染症により死亡した場合も見直しされますか？

A5：生命・後遺障害保障、終身生命保障の新型コロナウイルス感染症を災害死亡扱い（支払い対象）としていた取り扱いを終了します。

※5月8日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、死亡した場合は通常の「病気死亡」扱いになります。

※生命・後遺障害保障Aタイプの傷害後遺障害特約では、2024年4月1日午後4時まで新型コロナウイルス感染症による後遺障害は継続してお支払い対象となります。

Q6：見直しの理由は何ですか？

A6：この度、政府より新型コロナウイルス感染症について、2023年5月8日以降、季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」へと変更することが公表されたことを受け、ゆうゆう共済引受各団体が共済金の取扱いを見直したことにあります。

■各保障のお支払いについては、共済金請求にてご提出いただく書類等にて各保障の引受元団体が判断いたします。

以上